



ケロちゃん通信

～山形県消費生活センターニュース～



2023年5月号

5月は「消費者月間」です！

デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者のくらし～



【消費者庁：消費者月間ポスター】

社会のデジタル化が進むことによって、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しています。デジタルサービスの仕組みやリスクをよく理解して、適切に活用する力を身につけましょう。

5月18日は「消費者ホットライン188の日」です

困った時は1人で悩まず、「188」に相談してケロ！

商品購入やサービス利用に関するトラブルや借金などで困った時、**局番なしの3桁「188」**で消費生活センターなどの相談窓口につながります。相談は無料で秘密は守られます。



◆山形県ではスマートフォンやパソコンからウェブ相談もできます。受付は二次元コードからどうぞ。⇒

被害にあわないために

県消費生活センター公式SNSの活用を！

山形県消費生活センターでは、今、注意が必要な情報や消費者教育に関する情報など、幅広い世代に役立つ情報を、公式SNSでタイムリーに発信しています。ぜひ登録してください。



ツイッター
「Twitter」



フェイスブック
「Facebook」



ライン
「LINE」



インスタグラム
「Instagram」



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
「ケロちゃん」



5月6月の消費生活法律相談日



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください

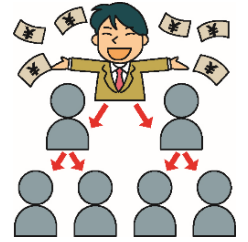
会場	開設日	時間	お問い合わせ先
山形県消費生活センター (山形県庁2階)	5月10日(水) 6月7日(水)	14:30～16:30	023-624-0999

賢く始める！新成人

若者に広がる「マルチ取引」に注意

「人を紹介すれば報酬を得られる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させるマルチ取引（ネットワークビジネス）の相談が若者に増えています。

友人や先輩、SNSやマッチングアプリで知り合った人などから、飲食やセミナーに誘われて会ったところ、儲け話を勧誘され、契約したが儲からない、事業者の実態が良く分からないといったケースが多く見られます。



消費者庁イラスト集より

事例からみる問題点

1. 契約のきっかけは知り合いからの誘い
2. 報酬を得られることばかり強調されるが、儲け話の実態はよくわからない。
3. 知り合いからの勧誘は断りにくいいため、借金をしてまで契約するケースもある。
4. 解約や返金を求めようとしても連絡先が不明確で交渉が困難

トラブルにあわないために

- 事業者の実態や仕組みがわからない儲け話には関わらない。
- 友人や知り合いからの誘いでもきっぱりと断る。
- 安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしない。



お困りの際には、「消費者ホットライン188」にご相談ください。



県消費生活センターで作成した啓発動画をまとめた『消費者のための動画のへや』をホームページに開設し、新たに「海産物の勧誘電話トラブル」「強引な訪問買取トラブル」を公開しました。『【県公式】やまがた Channel (YouTube コンテンツ)』からもご覧いただけます。どうぞ皆さんご視聴ください。

こちらからご視聴いただけます。→
「消費者のための動画のへや」



“山形県消費生活サポーター”募集中！

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の情報を消費生活センターに提供していただくボランティアです。

満18歳以上で県内で活動できる個人・団体であればどなたでも応募できます。

【活動の一例】

- 地区の回覧板などにセンターニュースや注意喚起情報などを回覧する
- 一人暮らしの高齢者への「声かけ」や「見守り」をするなど

※自分にできる活動をお願いしています。

申込み・問い合わせ先
山形県消費生活・地域安全課
電話：023-630-3237



山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》 月曜～金曜 9：00～17：00

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは で



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。